

文化審議会関係法令等（抜粋）

○文化審議会著作権分科会運営規則

（平成三十年六月八日文化審議会著作権分科会決定）

（会議の公開）

第四条 分科会の議事は公開して行う。ただし、特別の事情により分科会が必要と認めるときは、この限りでない。

2 分科会の会議の公開の手続きその他分科会の会議の公開に関し必要な事項は、別に分科会長が分科会に諮って定める。

○文化審議会著作権分科会の議事の公開について

（平成24年3月29日文化審議会著作権分科会決定）

文化審議会著作権分科会の議事（使用料部会及び小委員会の議事を含む。）の公開については、文化審議会著作権分科会運営規則（平成24年3月29日文化審議会著作権分科会決定）第4条第1項に定めるものほか、下記により取り扱うものとする。

（会議の公開）

1. 会議は、公開とする。ただし、次の（1）から（3）の案件を審議する場合を除く。

（1）分科会長（使用料部会の場合においては部会長、小委員会の場合においては主査とする。以下同じ。）の選任その他人事に係る案件

（2）使用料部会の調査審議事項に係る案件

（3）上記のほか、分科会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件

（議事録の公開）

6. 議事録は、原則として、発言者名を付して公開する。ただし、分科会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができます。

7. 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、分科会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（会議資料の公開）

8. 会議資料は公開とする。ただし、分科会長は、公開することにより

公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき
その他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を
非公開とすることができます。